

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

高知県知事様

高知県高知市棧橋通1丁目10番6号絹川

ビル302

安岡 ゆり子

電話 088-833-9323

設立認証申請書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を
設立することについて認証を受けたいので下記のとおり申請します。

記

| | |
|--------------|--|
| 特定非営利活動法人の名称 | 特定非営利活動法人 高知がん患者会一喜会 |
| 代表者氏名 | 安岡 ゆり子 |
| 主たる事務所の所在地 | 高知県高知市棧橋通1丁目10番6号絹川ビル302 |
| その他の事務所の所在地 | なし |
| 定款に記載された目的 | この法人は、がん患者、その家族等に対し、支援するための癒し、情報提供、知識の向上、相談に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。 |

役員名簿

特定非営利活動法人
高知がん患者会「一喜

会」

| 役名 | 氏名 | 住所又は居所 | 報酬の有無 |
|----------|--------|-----------------------------------|-------|
| 理事（理事長） | 安岡 ゆり子 | 高知県高知市棧橋通一丁目 10 番 6 号 絹川ビル 302 | 有 無 |
| 理事（副理事長） | 松浦 喜美夫 | 高知県吾川郡いの町 1369 番地 | 有 無 |
| 理事（副理事長） | 濱田 茂子 | 高知県高知市高須西町 7 番 4 号 | 有 無 |
| 理事 | 池田 啓子 | 高知県南国市上野田 96 番地 | 有 無 |
| 理事 | 高橋 秋寛 | 高知県高知市上本宮町 167 番地 40 | 有 無 |
| 理事 | 隅田 明美 | 高知県高知市大津乙 668 番地 5 | 有 無 |
| 理事 | 横畠 泰子 | 高知県高岡郡佐川町黒原 694 番地 | 有 無 |
| 監事 | 小笠原 望 | 高知県四万十市渡川 1 丁目 1 番 3 号 | 有 無 |

会員のうち 10 名以上の者の名簿

特定非営利活動法人 高知がん患者会一喜会

| 氏 名 | 住所 又は居所 |
|--------|--|
| 安岡 ゆり子 | 高知県高知市棧橋通一丁目 10 番 6 号絹川ビル 302 |
| 松浦 喜美夫 | 高知県吾川郡いの町 1369 番地 |
| 濱田 茂子 | 高知県高知市高須西町 7 番 4 号 |
| 池田 啓子 | 高知県南国市上野田 96 番地 |
| 高橋 秋実 | 高知県高知市上本宮町 167 番地 40 |
| 隅田 明美 | 高知県高知市大津乙 668 番地 5 |
| 横畠 泰子 | 高知県高岡郡佐川町黒原 694 番地 |
| 久松 廣子 | 高知県高知市南万々 42 番 1 号 |
| 高岡玲子 | 高知県高知市百石町 3 丁目 6 番 8 号潮江第二コ ミュニティ住宅 404 号 |
| 谷岡里子 | 高知県須崎市押岡 509 番地 |

確 認 書

特定非営利活動法人高知がん患者会一喜会は、特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号及び第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを、

平成 19 年 9 月 8 日に開催された設立総会において確認しました。

平成 19 年 月 日

特定非営利活動法人

高知がん患者会一喜会

設立代表者住所 高知市棧橋通 1 丁目 10 番 6 号絹川

ビル 302

氏名 安岡 ゆり子

| |
|--|
| 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号の要件 |
| イ、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。 |
| ロ、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものではないこと |
| ハ、特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。 |
| 特定非営利活動促進法第 12 条第 1 項第 3 号の要件 |
| 暴力団でないこと |
| 暴力団の統制下にある団体でないこと |
| 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと。 |
| 暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体でないこと |

特定非営利活動法人 高知がん患者会一喜会設立総会議事録

1 日 時 平成 19 年 9 月 8 日 14 時～ 15 時 30 分

2 場 所 高知県高知市、高知文化プラザかるぽーと 9 階、特別学習室

3 出席者数 41 人

4 審議事項

まず設立者の 安岡 ゆり子 氏が開会の辞をのべた。

(1) 議長選任の件

議長の選任は満場一致で 松浦 喜美夫氏を選任した。

(2) 議事録署名人の件

議長より本日の議事の経過を議事録にまとめるに当たり議事録署名人2名を選任したい旨を諮り、互選により安岡ゆり子氏 濱田茂子氏の2名を選任した。

(3) 設立趣旨（設立趣旨書及び確認書）に関する件

議長より別紙設立趣旨案を配布し、この趣旨により特定非営利活動法人高知がん患者会一喜会を設立したい旨を諮ったところ、異議なく可決された。続いて別紙確認書を配布し特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することについて確認する旨を諮ったところ異議なく可決された。

(4) 定款に関する件

議長より別紙の定款案を配布し、逐条審議し原案どおり異議なく可決された。

(5) 入会金及び会費に関する件

入会金 正会員、賛助会員とも0円、
会費 正会員 月額300円、賛助会員1口5000円（1口以上）
異議なく原案どおり可決された。

(6) 事業計画および予算に関する件

設立初年度、次年度の具体的な事業計画案及びこれに伴う収支予算案を議長より配布され、詳細に検討したところ異議なく原案どおり可決された。

(7) 役員にかんする件

議長より設立当初の役員の人選について諮り、審議の結果、別紙のとおり理事、監事の予定者を決定した。

(8) 設立代表者選任に関する件

議長により高知県に対する設立認証申請等、この法人の設立に関して執行する設立者の選任を諮ったところ安岡 ゆり子 氏を設立代表者として選任した。又、設立代表者に設立認証申請の手続きのための、定款等の書類について原案の骨子に変更のない程度の文字の修正など、設立認書申請手続きにかかる一切の権限を委任することについて諮ったところ全員異議なくこれを承認した。

(9) 議長解任に関する件

以上を持ち本日の設立総会の議事を終了した旨を述べ、閉会した。

以上、この議事録が正確であることをしよいうするため議事録署名人下記にする。

平成 19 年 9 月 8 日

議長

印

議事録署名人

印

同

印